

広告物の掲載等に係る基準

(趣旨)

第1条 この基準は、泉佐野市観光協会（以下「観光協会」という。）が管理する泉佐野市観光情報センター及びインターネット上に公開している観光協会ホームページのトップページ（以下「観光ホームページ」という。）に掲載等を行う広告の取扱いに関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の用語に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 商品の販売又はサービス提供の広告宣伝を目的として頒布するパンフレット、リーフレット、カタログ等印刷物の類及び観光ホームページに掲載するバナー広告をいう。
- (2) 陳列・配布 配布することを目的として陳列又は備え付けることをいう。
- (3) 掲載等 泉佐野市観光情報センターでの広告物の陳列・配布又は観光ホームページへの掲載する広告物をいう。

(広告物の掲載等の基準)

第3条 広告物の掲載等は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 社会通念上、公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びこれに類似する業種
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するものおそれがあるもの
- (5) ギャンブルその他投機心、射幸心をそそるもの
- (6) 社員等の求人広告又はこれに類するもの
- (7) 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの
- (8) 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- (9) その他観光協会会長（以下「会長」という。）が広告物の内容が不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告物の規格、枠数、掲載料等は、掲載場所及び広告物の種類ごとに会長が別に定める。

(広告物の掲載等の申込み)

第5条 広告物の掲載等をしようとする者（以下「申請者」という）は、広告物の内容等（バナー広告の場合はそのサイズ及び画像等）を記載の上、会長に書面（以下「申込書」という）にて申し込むものとする。

(広告物の掲載等の決定)

第6条 申請者から前条の申込書が提出されたときは、広告物の内容等を精査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 印刷物等の編集上又は事務執行上支障があるとき、又は印刷物等の印刷自体の延期その他の変更がある場合は、前項の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の納付)

第7条 申請者は、前条の決定を受けた後、内容がわかる書類を添えて、広告掲載料を会長の指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載料を免除するものとする。

- (1) 観光ホームページで、観光協会会員（会員口数が5口以上に限る）が掲載等を行うバナー広告の場合
- (2) 前号以外に掲載等をする広告物で、観光協会会員が掲載等を行う広告物の場合

(広告主等の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告掲載原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(損害賠償等)

第9条 第6条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、これを還付するものとする。この場合においては、観光協会は広告主に生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告掲載により発生した広告主の損害については、観光協会は賠償の責任を一切負わないものとする。

3 広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、観光協会は賠償の責任を一切負わないものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。